



令和7年7月
広報萩掲載

強引な訪問購入に ご注意ください！

訪問購入（訪問買取）とは、
家に購入事業者が訪問し、
商品を買取るものです。
不用品の買い取りのはずが
貴金属を買取られた！
という相談が寄せられています。

≫事例1

電話で「靴でも食器でも、なんでも不用品を買取ります」と事業者から勧誘を受け、
来訪を了承した。いらない食器や着物を用意し待っていたが、用意していた物には
目もくれず「指輪やアクセサリーなどの貴金属はないか」と言われ、大切にしていた
アクセサリーを強引に買取られた。

≫事例2

突然訪問してきた購入事業者に「いらなくなった貴金属はありませんか。高く買い
取ります」と言われ「そのような物はありません」ときっぱり断ったが、帰ろうとせず
しつこく勧誘されて怖い思いをした。

アドバイス

- ◇ 依頼をしていないのに、購入事業者が突然、訪問して買い取りをすることは法律で禁止されています。
また、事前に電話で勧誘した場合でも、消費者が承諾しているもの以外の物品について、売却を求めることもできません。
- ◇ 突然訪問してくる購入事業者は、安易に家に入れないようにしましょう。
- ◇ 事前に承諾していても「貴金属はないか」など、当初とは違う物品の売却を求めてきた場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◇ 訪問購入は、契約書面を受け取った日から、8日以内ならクーリング・オフができます。ただし、一度、商品を引き渡してしまうと、商品の返却請求を行っても、手元に戻らないケースもありますので注意が必要です。
- ◇ クーリング・オフ期間内は、購入事業者に物品の引き渡しを拒むことができます。